

○こうち人づくり広域連合職員の勤務時間等に関する規程

平成14年12月 1 日

訓 令 第 7 号

改正 平成19年 3 月 29 日 訓令第 3 号

改正 平成22年 4 月 1 日 訓令第 1 号

改正 令和 2 年 4 月 1 日 訓令第 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、こうち人づくり広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第11号）第4条第2項、第7条第1項並びにこうち人づくり広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成14年こうち人づくり広域連合規則第11号。次条第2項において「規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、職員の勤務時間の割振り及び休憩時間について定めるものとする。

(勤務時間及び休憩時間)

第2条 職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後零時から午後1時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第4条第1項に規定する職員の勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間は午後零時15分から午後1時までとする。

(特例)

第3条 事務局長は、職務の特殊性等により前条の規定により難いと認めるときは、広域連合長の承認を得て別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成14年12月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。